

自社・商品に合わせた実践的な海外事業計画の策定をサポート！

費用  
無料

〈海外展開チャレンジ支援事業〉

# 海外展開プランの 策定支援

海外展開をはじめてみたいけれど、何からはじめていいかわからない方、一度海外展開を行ってみたけれど、計画を再検討されたい方、専門家とともに海外展開プランを策定してみませんか？



3つの軸で貴社の海外プラン作りをサポート！



ご利用の流れ

1

お申込み

詳細は下記QRコードより  
TokyoSMEホームページ  
をご確認ください。

2

訪問もしくはWEB  
面談を通じて、プラ  
ンマネージャーから  
のアドバイス

3

海外展開  
事業計画シートの完成

※概ね3～4か月、4～6回のご面談で完成します。  
※策定した海外展開事業計画シートは、自社の責任で実施くださいますようお願いいたします。

プラン実行に向けて、支援制  
度活用の提案も行います。

お  
問  
合  
せ

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9F

販路・海外展開支援課 海外展開チャレンジ支援担当

TEL: 03-5822-7241 Email: ttc@tokyo-kosha.or.jp



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

# 海外ビジネス経験豊富なプランマネージャー※が、 貴社の海外展開プラン策定をサポートいたします。

※プランマネージャーとは...大手メーカー・商社等の出身で、海外ビジネス経験豊富な者

## 海外展開プランを策定するメリット

### リスクヘッジ

実際に費用が発生する前に、海外展開に係るコストや市場性、スケジュール感や必要な規制・認証などが確認できる！

### 社内統一

社員間でディスカッションを重ねて事業計画シートをご作成いただくことにより、社内でビジョンや計画を共有できる！

### ノウハウ

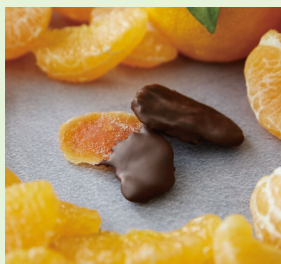
事業計画シート策定をご経験いただくことで、支援終了後における別商品等での事業計画づくりのノウハウが蓄積できる！

## 利用者の声

### 株式会社HITOKUCHI

ブランド名：ひとくちチョコレート

#### 実践的な事業計画を策定し、戦略的な商談を実現！



全国47都道府県の日本産フルーツを、独自技術でフレッシュな食感のフルーツチョコレートに仕上げ販売しています。将来的には全都道府県で高付加価値のフルーツを活かした商品を開発し、日本を代表するJAPANブランドとしての海外展開を

目指しており、プラン策定支援事業に申し込みました。プランマネージャーとの海外事業計画シートの作成を通じて、自社商品に関する商標や各国の輸入及び販売規制について実践的な知識が習得できました。また、詳細な市場分析を行うことで、ターゲットとする輸出先の優先順位が明確になり、海外からの引き合いが来た際も、戦略的な視点をもって対応できるようになりました。現在は海外販路開拓支援を受け、展示会にも出展する予定です。

### 都内中小企業A社

#### 客観的な分析に基づく事業計画を活用し、社内の意思統一！



体外診断用医薬品や研究用試験薬等の開発、製造、販売を行っています。海外展開を目指そうにも、何から着手すべきかが分からず、プラン策定支援事業を申し込みました。商品の強みや海外市場を分析する際には、海外経験をもつプランマネージャーの第三者の視点を交えることで、国内での実績に固執せず客観的な議論が出来ました。

その結果、当初検討していた商品より、想定する海外市場に更に適した商品を見極め、取り組み商品の変更に至りました。こうして作成した海外事業計画は、経営層に向け海外展開における事業計画を説明する際、重要なツールとなり、社内の意思統一にも役立っています。今後は、検討した商品を軸に、ターゲットを絞った展示会へ出展し、海外販路開拓に取り組んでいきたいです。

## 申請要件 （お申し込みいただくには、以下要件がすべて「はい」となる必要があります。）

1 都内に登記された本店または支店がある

2 中小企業（基本法に基づく）の分類に入っている。

製造業その他：資本金3億円以下かつ従業員300人以下の会社及び個人  
卸売業：資本金1億円以下かつ従業員100人以下会社及び個人  
小売業：資本金5千万円以下かつ従業員50人以下会社及び個人  
サービス業：資本金5千万円以下かつ従業員100人以下会社及び個人

3 以下のア及びイに該当しないこと

ア：暴力団[東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう]に該当しない。また、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員が暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条例第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

イ：刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）ではないこと。